「デジタル社会の実現に向けた

重点計画」に基づく

復興庁中長期計画

2022（令和4）年8月26日

復興庁

最終改正：2022（令和4）年9月16日

目次

[１ 基本事項 1](#_Toc113266163)

[（1） 目的 1](#_Toc113266164)

[（2） 現状と課題 1](#_Toc113266165)

[（3） 計画目標 2](#_Toc113266166)

[２ デジタル社会の実現に向けた主な取組事項 2](#_Toc113266167)

[（1） デジタル原則に照らした規制の一括見直しに係るシステム整備 2](#_Toc113266168)

[（2） デジタル庁が整備する共通機能の活用の徹底 2](#_Toc113266169)

[（3） 実現に向けたプロセスの整備及び推進体制の強化 3](#_Toc113266170)

[（4） サービス改革方針・業務改革（BPR）の徹底 3](#_Toc113266171)

[（5） 府省のプラットフォームの概況及び今後の方針 3](#_Toc113266172)

[（6） 行政保有データの100%オープン化 4](#_Toc113266173)

[（7） デジタルデバイド対策 4](#_Toc113266174)

別紙　デジタル社会の実現に向けた工程表

# 基本事項

## 目的

本計画は、「デジタル社会形成基本法」（令和3年法律第35号）及び「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成14年法律第151号）並びに「官民データ活用推進基本法」（平成28年法律第103号）に基づき、デジタル社会の実現のための政府の施策を工程表とともに明らかにした、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和４年６月７日閣議決定）（以下「重点計画」という。）の決定を受け、復興庁におけるデジタル社会の実現に向けた具体的な取組等について取りまとめるものである。

復興庁は、一刻も早い東日本大震災からの復興を成し遂げられるよう、被災地に寄り添いながら、前例にとらわれず、果断に復興事業を実施するための組織として、内閣に設置された組織であり、復興に関する国の施策の企画、調整及び実施並びに地方公共団体への一元的な窓口と支援等を担っている。

本計画においては、2022年度から2026年度までを対象期間とし、復興庁が迅速かつ重点的に実施すべき取組を行うことにより、デジタル社会の実現に資することを目的とする。

また、本計画は適宜内容の見直しを行うものとし、必要に応じて改定するものとする。

## 現状と課題

復興庁は、設置期限が延長されたものの、2031年3月末までの時限的に設置された組織であり、その組織の特性から、原則として府省共通システムや内閣府LAN（共通システム）を利用しており、個別に保有している情報システムは復興庁Webサイト及びスタンドアロンコンピュータのみである。

そのため、情報システム投資においては、限られた財源・人員等のリソースで対応している状況であるが、デジタル統括責任者及び副デジタル統括責任者のリーダーシップにより、本計画に掲げる取組の実現を図るため、復興庁におけるステークホルダ（デジタル統括責任者、副デジタル統括責任者、デジタル統括アドバイザー等）の役割を明確化するなど、ITガバナンスの強化を行っている。

また、Webサイトについて、これまでも利用者が使いやすいデザインとなるよう努めてきたところであるが、引き続き、更なる利便性向上のため、必要に応じて、随時見直しを図っていく必要がある。

## 計画目標

デジタル社会の実現に資するよう、本計画期間中又は期間内に、２に掲げる取組を着実に実施することとする。

# デジタル社会の実現に向けた主な取組事項

## デジタル原則に照らした規制の一括見直しに係るシステム整備

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和４年６月３日デジタル臨時行政調査会決定）に基づき、以下の規制についてアナログ的な対応を見直す。

・１．「復興庁所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する復興庁令」に係る貸付条件（目視規制）

・２．「東日本大震災復興特別区域法」に係る復興整備計画に記載する旨の公告・縦覧（往訪閲覧）

・３．「福島復興再生特別措置法」に係る地熱資源開発計画の縦覧（往訪閲覧）

なお、見直しに当たっては、

①BPRにより、新規のシステム整備を行わずに、規制の見直しができないか。

②既存のシステムを活用して、規制の見直しができないか。

③一つの共通システムにより、複数の規制の見直しができないか。

といった視点を踏まえ、デジタル庁（デジタル臨時行政調査会事務局）と調整を行い、上記の見直しの方針を「一括見直しプラン」に基づく各見直し工程表に記載し、これに沿って見直しを実施する。

## デジタル庁が整備する共通機能の活用の徹底

各情報システムについて、品質・コスト・スピードを兼ね備えた行政サービスに向けて、デジタル庁が検討しているアーキテクチャに基づき、整備されるガバメント・クラウド、ガバメントソリューションサービス、ベースレジストリ等の共通機能の活用を徹底する。

このうち、特にガバメント・クラウドへの移行に当たっては、単なるクラウド移行ではなく、ガバメント・クラウド移行に併せて、サービスデザインの観点を踏まえた徹底した業務改革（BPR）を行うとともに、システムのモダン化・クラウドネイティブ化、ガバメント・クラウド上の共通機能の活用を徹底することにより、運用等経費及び改修経費の３割削減によるシステム経費の最適化を図るとともに、利用者にとって利便性の高いシステムへ刷新する。

また、利便性とセキュリティ両面を確保したネットワークへの統合に向けて、ネットワーク更改等を契機に、ガバメントソリューションサービスへ移行するため、デジタル庁と連携して取組を進める。

このため、ＰＭＯに各情報システムのクラウド移行等に係る支援体制を整備するとともに、優先的に取り組むべきシステムを定め、ガバメント・クラウドやガバメントソリューションサービス移行に当たって、集中的にBPR・システムのモダン化等のシステム刷新を行う。これらの取組は、適時・適切にプロジェクト計画書に反映し、ＰＭＯにおいて実施状況を監理する。

## 実現に向けたプロセスの整備及び推進体制の強化

本計画の取組を確実に実施するため、各情報システムにおいてプロジェクト計画書の作成を徹底するとともに、関係部局と連携しつつＰＭＯにおいて同計画書に基づくプロジェクト監理を実施する。

また、デジタル庁と連携しながらデジタル人材の確保・育成に取り組み、ＰＭＯ・ＰＪＭＯの推進体制の強化を図る。

## サービス改革方針・業務改革（BPR）の徹底

「サービス設計12箇条」を踏まえ、利用者中心の行政サービス改革を推進するものとし、その実施にあたっては、投資対効果の検証を十分に行いつつ、必要となる業務改革（BPR）に取り組むこととする。

また、復興庁においては、遠隔地に設置されている復興局や支所、県、市町村及び外部事業者との関係で、その情報共有手段や連携手段で課題を抱えており、その解決策の１つとして、2019年度に導入した「テレビ会議システム」やWebex等のWeb会議サービスを利用可能な範囲で活用し、引き続き業務改革を進めていくこととする。

## 府省のプラットフォームの概況及び今後の方針

復興庁は時限的に設置された組織であり、原則として府省共通システムや内閣府LAN（共通システム）を利用しており、個別に保有している情報システムは復興庁Webサイト及びスタンドアロンコンピュータのみである。なお、内閣府LAN（共通システム）は、2023年度にデジタル庁が提供するGSSに移行し、復興庁Webサイトは2025年度に更改を予定している。

## 行政保有データの100%オープン化

### 復興庁におけるオープンデータの取組方針

復興庁が保有するデータの原則オープンデータ化のために、オープンデー

タ・バイ・デザインの考えに基づき、行政保有データ（情報システム以外の

各種業務で作成又は収集したものを含む。）を利用しやすい形でオープンデー

タとして提供するための取組を継続的に実施する。

オープンデータ化するデータについては、復興庁のWebサイトにおいて機械判読性に適したデータ形式やレイアウトで公開し、また、当該Webサイトは「政府標準利用規約（第2.0版）」（平成27年12月27日各府省CIO連絡会議決定）に準拠する。併せて、政府のデータカタログサイト（DATA.GO.JP）にも登録することとする。

また、官民データに係る相談窓口などを通じて、保有するデータのニーズ（要望）・意見を収集し、ニーズのあるデータについてはオープンデータ化に向けた取組を積極的に実施する。

### 主要な保有データのオープンデータ化に向けた取組やスケジュール

復興庁の政策（法令・予算を含む）の企画・立案の根拠や行政を推進する上で基礎や重要となったデータのうち、予算・決算・調達情報については、復興庁のWebサイト及び政府のデータカタログサイト（DATA.GO.JP）でオープンデータとして公開する。

## デジタルデバイド対策

復興庁Webサイトにおいては、外国人向けに英語、中国語、韓国語のサイトを作成しており、引き続き、これらの充実を図るとともに、既存コンテンツの多言語化についても継続して行う。